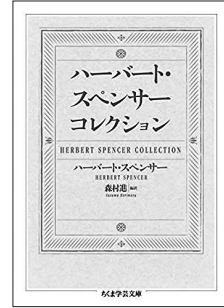


## 書 評

ハーバート・スペンサー著  
『ハーバート・スペンサー コレクション』  
森村進編訳  
(筑摩書房、2017)\*



藤田 祐

本書は、読まずにいろいろ言われるハーバート・スペンサーの著書を訳した、待望の翻訳である。スペンサーに関する記述には、何を根拠に書かれているのかという疑問を掻き立てるものが散見される。このような状況でスペンサーの翻訳が出版されることには大きな意義がある。スペンサーに対して高い関心が向けられていた戦前は複数の著書が翻訳されたが、戦後は、複数の翻訳がある『教育論』を例外とすると、何点か論文が訳されただけである。当然のことながら、『コレクション』と題された本書は、スペンサーのキャリア全体をカバーしている翻訳ではない。また、問題点が全くないわけでもない。そうだとすると、本書が出版された意義は揺るがないというのが評者の見解である。少なくとも日本語でスペンサーについて(特にスペンサー政治思想について)語るなら、まず本書を読むべきだろう。一方で、本書を読むことで浮かび上がるスペンサー像がキャリア全体をふまえたものとどれくらい乖離するのかは検討すべきであろう。以上のことを前提に以下の3点の問題を提起したい。まず初めに、スペンサー(思想)の「コレクション」として選書が適切かどうかである。加えて、抄訳となっている部分の抜き出しが適切かどうかも検討したい。3点目として、訳者解説が適切かどうかも検討する必要がある。最後に、細かい問題点について指摘を行いたい。

初めの問題については、本書で訳出されている著書の選択に訳者の関心が強く反映している点を確認する必要がある。本書に収められているのは、1843年の『政府の適正領域』(全訳)と1851年の『社会静学』(抄訳)と1884年の『人間対国家』(全訳)である。いずれも、法哲学の分野において日本

におけるリバタリアニズム研究を牽引してきた訳者の関心が強く反映された選択と言える。著述を生業としたスペンサーが世に送り出した膨大な著書や論文から関心に応じて取捨選択すること自体が問題なわけではない。しかし、学術的な評価をするにあたっては、各著書の位置づけを確認しておく必要がある。『政府の適正領域』は、1842年から1843年にかけて『ノンコンフォーミスト』という新聞<sup>1</sup>に連載された12通の書簡をまとめたスペンサー最初の著書である。スペンサーは、政府の役割を正義の執行に限定した上で、通商や教育に対する政府の介入、そして救貧法や国教会という制度を批判している。このような議論は、スペンサーが生涯に渡って展開していく主張であり、『政府の適正領域』はスペンサー思想の原点である。しかし、スペンサーが思想家としてのキャリアを開始する前の書簡集であり、主著とは言えない。実質的には最初の著書となる『社会静学』は、生物進化論や社会進化論を本格的に展開する前の初期スペンサーを代表する著書と言える。スペンサーが展開した古典的リベラリズムの核心となる「平等な自由の法」（本書では「平等な自由の法則」）が提起されているからである。抄訳とはいえ、『社会静学』で展開されている議論を日本語で読めるのは意義深いことである。『人間対国家』は、1884年に『コンテンポラリー・レビュー』に掲載された4点の論文をまとめ、序文と後記を付け加えて同年に出版した著書である。「新しいトーリー主義」「迫りくる奴隷制」「立法者たちの罪」「巨大な政治的迷信」と題された4点の論文は、1880年に成立した第2次グラッドストーン内閣にいたる各政権が実施してきた、社会に統治権力が介入する施策に対するスペンサーの非難に貫かれている。全訳されている二つの著書はいずれも時事評論の色彩が強いが、スペンサーが個人の自由を拡大するために国家の役割を縮小することを主張したものであり、訳者の関心に添った選択と言える。

一方、抄訳となっている『社会静学』からの訳出箇所はどのように評価すべきだろうか。『社会静学』は、大まかに言えば、理神論に支えられた「平等な自由な法」を第一原理とする自然法体系を展開した著書であるが、それに基づく最小国家論とそれを支える一種の社会進化論も展開されている。訳者解説で述べられている通り「本訳書はスペンサーの社会進化論を主たる対象とするものではない」(452)のために、主に訳されているのは第4

章から始まる第2部で、訳者解説によれば「『社会静学』の総論部分」(451)であり、「平等な自由な法」を論証している部分である。この点に関しても、現代リベタリアニズムの先駆者としてスペンサーを捉える訳者の一貫した立場が反映されていると言える。しかしながら、功利主義を批判している序論は必要ないとしても、理神論の神に支えられた『社会静学』の世界観を展開している第1部を省略しているために、「平等な自由な法」を核とする道徳律と最小国家論を支えている、『社会静学』全体の体系が見えにくくなっている。全体を訳せない以上、取捨選択することはやむをえないが、悪の存在と消滅を論じる神義論によって進歩の必然性を基礎づけている第2章は訳出すべきだったのではなかろうか。ただし、『社会静学』全体の体系については、本書で訳出されている第3部最初の第18章冒頭における小括や第31章における要約でもまとめられている。

訳者の取捨選択によって示唆されるスペンサー像は、近年のスペンサー研究が強調している側面とは好対照である。テイラーによる概説では、スペンサー哲学が進化理神論 (evolutionary deism) と実証主義 (positivism) の不安定な結合だと位置づけられている。<sup>2</sup> また、フランシスはスペンサーの社会学こそがスペンサーの政治理論であるというテーゼを提起し、<sup>3</sup> 後期スペンサーの政治哲学を『人間対国家』での議論とは異なる独自のものと見なしている。<sup>4</sup> そもそもフランシスは『社会静学』や『人間対国家』に基づいてスペンサーの政治思想を個人主義に基づく古典的リベラリズムと見なすこと自体を批判しており、<sup>5</sup> スペンサーを「生涯を通じて徹底した個人主義的自由主義者だった」(440) と位置づける訳者解説とは好対照をなしている。私見によれば、社会制度が構成員のキャラクター (性格／品性／形質) によって決まるというキャラクター決定論や軍事社会から産業社会へという社会進化図式などによって〈個人主義〉(古典的リベラリズム) を正当化する『人間対国家』の議論は、後期スペンサー思想の中心要素がちりばめられた時事評論だと見なすことができる。〈個人主義〉がスペンサー思想の本筋なのか協道なのか、この点でスペンサーは一貫していたのか立場を変えたのかは議論の余地がある。<sup>6</sup>

『社会静学』では普遍性 (道徳) と歴史性 (変化する人間性と社会) という対照が重要なテーマの一つになっているが、この点について問題点を指摘

したい。『社会静学』における前提は、完全な人間性を想定してなされるのが道德の探究で、人間性が完成する理想社会における規範が道德律だというものだ。一方で、現状は人間性が完成する理想社会に至る途上とされ、現在の人間性や社会制度は不完全だとされている。第18章第1節を初めとして(189)、完全性と不完全性との対照が繰り返し強調されているのだ。そのうち「完全な法」(本書では「完全な法則」と最も多く対照されているのは「不完全な人間」であり、その他にも不完全な人間性や社会制度などと対照されている。加えて、“an imperfect state”とは第4章第7節、第16章第8節、第19章第7節で対照されている。<sup>7</sup> 本書では、1番目は「不完全な状態」(116)と、3番目は「不完全な国家」(217)と訳し分けられているが、<sup>8</sup> どちらも「不完全な状態」と訳すべきではなかろうか。3番目が含まれる文は“The substance of this chapter [ch.19] once more reminds us of the incongruity between a perfect law and an imperfect state.”であり、<sup>9</sup> 以前に言及したものを「もう一度思い出させる」(217)と述べられているからである。女性の権利を論じた第16章の第8節(2番目)では、人類の状態に言及している「補助定理1」(Lemma I)第3節の37ページが参照されており、「補助定理2」(Lemma II)第1節の39ページが参照されている1番目と同様に「不完全な状態」を意味していると考えられる。<sup>10</sup> 3番目も「不完全な状態」と訳すとすれば、必ずしも言及対象を1番目と2番目に限定する必要はないが、「不完全な国家」と訳すなら、言及されている箇所を第19章第2節の「性質上も起源においても不完全である制度」(206)と考えることになる。しかし、「本章の内容」が「もう一度思い出させる」(217)箇所が同じ第19章に含まれているというのも不自然である。第19章第7節の続く箇所では、共同体がどれくらい有徳かと社会がどれくらい健康かという尺度が連関しているという議論が展開されているので、「不完全な状態」と訳するのが適切だろう。いずれにしても、普遍性(完全性)と歴史性(不完全性)の対照は、結論(第32章)で議論されていることからわかる通り、『社会静学』の全体を貫く論点であり、『社会静学』の体系における意味を検討する必要がある。

続いて、訳者解説と訳注に関して、問題点を指摘したい。まず訳者解説には、3点の変化に言及しながらもスペンサーの政治思想には「基本的に

大きな変化がない」(438)とする上述の評価(440)だけでなく、本書を読むことで「弱肉強食を提唱する保守的な「社会ダーウィニズム」の代表者」というスペンサーの位置づけが間違いだとわかることも述べられている(433)。私見では〈社会ダーウィニズム〉は学術的な分析概念としては使えないと考えているが、訳者解説のような評価をするなら、『人間対国家』の「立法者たちの罪」で『社会静学』第3部からの引用(353-56)を「ダーウィン氏の言う「自然選択」の過程」(356)、つまりスペンサーの言う「適者生存」(356)と結びつけている意味を検討しなければならない。また、訳者解説で「スペンサーの考える進化は、ダーウィンの強調した「突然変異」という観念ではなく、ラマルク流の獲得形質の遺伝(中略)という観念によるものだった」(434)と述べられているが、〈突然変異〉(mutation)という概念は、20世紀初頭にネオダーウィニズムに代わるものとして、オランダの遺伝学者、ド・フリースによって提唱されたものである。ダーウィンが強調したのは〈ランダムな変異〉(random variation)だと考えられる。この点は些細なことかもしれないが、スペンサーの進化理論が「ラマルク流」の進化理論に還元できるかどうかは慎重な検討が必要である。少なくとも本書に訳出されているスペンサーの議論だけでは判断できない。最後に、訳注の細かい問題点を指摘したい。「あたらしいトーリー主義」に出てくる「グラッドストン氏」に関する訳注で「はじめトーリー党、のちホイッグ党に移り四回内閣を組織。」となっているが(264)、実際はトーリー→保守党→ピール派→自由党という政治キャリアであり、自由党成立前の第1次パーマストン内閣でも組閣後まもなく大蔵大臣を辞任している。以上のような問題点があっても、訳者解説と訳注では重要な論点が提起され、有益な情報が提供されていると評価できる。

以上の点に留意しつつ本書を読むことは、スペンサー思想を理解する出発点となる。ただし、〈進化〉という概念を軸に様々な分野を横断する理論を展開した『総合哲学体系』というスペンサーの主要業績が本書に含まれていない点は留意する必要がある。それでも、スペンサーの政治論を中心に訳出した本書の出版を契機として日本でスペンサーの理解が進むことを期待したい。

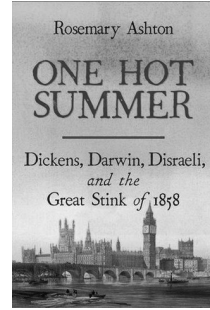
## 注

- \* 本書については、文中の括弧内でページ数を示す。
- 1 訳者解説では「雑誌」(448)となっているが、*Oxford DNB*の“Miall, Edward (1809–1881)”では「週刊新聞」となっている。また、スペンサーの研究書でも「新聞」となっている。Michael W. Taylor, *The Philosophy of Herbert Spencer* (London: Continuum, 2007), 12; Mark Francis, *Herbert Spencer and the Invention of Modern Life* (Stocksfield: Acumen, 2007), 262.
  - 2 Taylor.
  - 3 Francis, ch.18.
  - 4 Francis, 277.
  - 5 Francis, ch.15.
  - 6 ここでいう〈個人主義〉は、現在の一般的な用法ではなく、ヴィクトリア時代の用法で、個人と国家を対立させ、国家の役割を限定することで個人の自由を拡大することを主張する政治思想のことである。〈個人主義〉とスペンサーの関係については、M. W. Taylor, *Men versus the State: Herbert Spencer and Late Victorian Individualism* (Oxford: Clarendon Press, 1992).
  - 7 Herbert Spencer, *Social Statics: Or, the Conditions Essential to Human Happiness Specified, and the First of Them Developed*, In *Social Statics*, Vol. 3 of *Herbert Spencer: Collected Writings* (Abingdon: Routledge/Thoemmes Press, 1996), 88, 167, 215.
  - 8 富永健一も3番目を「不完全な国家」と解釈している。富永健一『思想しての社会学——産業主義から社会システム論まで』(新曜社、2008年)184.
  - 9 Spencer, 215.
  - 10 Spencer, 167.

——釧路公立大学准教授

## 書 評

Rosemary Ashton, *One Hot Summer: Dickens, Darwin, Disraeli, and the Great Stink of 1858*  
(New Haven: Yale University Press, 2017)



中田 元子

ローズマリー・アシュトンはこれまでに、ジョージ・エリオット、G・H・ルイスらの伝記のほか、ヴィクトリア時代のストランド、ブルームズベリーについて、場所の伝記ともいえる著作をものしている。そして今回は時が主役になった。それはちょうど160年前の「暑いひと夏」。ロンドンで6月の平均最高気温が例年より摂氏で4度以上も高く、史上最高気温(6月16日に日陰で華氏94.5度＝摂氏35度。グリニッジでは一瞬、華氏102度＝摂氏39度)を記録した1858年の夏である。この夏は気温が高いだけでなく雨も少なかったため、太陽に照らされ続けたテムズ川の水深は浅くなり、河岸ではヘドロの堆積がむき出しになって、かねてから汚染が問題視されていた川の臭気が耐え難いものになった。「歴史上とくに重要な年とはみなされていない」(8) 1858年が選ばれたのはひとえにこの「大臭気」ゆえである。副題には、Dの頭文字をもつ三人も並べられており、異例の暑さと大臭気の中での三著名人の公私にわたる出来事(ディケンズの妻との別居と公開朗読旅行、二十年も自然選択理論を考え続けてきたダーウィンが、若い研究者ウォレスが同じ理論を導き出したことを知って動揺し『種の起源』出版を早めた事情、首相になる十年前のディズレーリの議会活動)が描かれる。

歴史に名を残す三人の生活が扱われることは示しながらも、本書の主人公があくまでも1858年夏の四ヶ月であることは章立てでも示している。プロローグでこの夏の出来事の見取り図を示したあと、第一章では1858年を前後の歴史の流れの中で概観する。以降は、ひと月あるいは半月ごとに一章を割り当て、第二章では5月、第三章と第四章で6月、第五章で7月、